

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 輸出通関関係</p> <p><u>第16節 知的財産関係</u></p> <p><u>(輸出申告に係る知的財産関連の通知の送信)</u></p> <p><u>16-1 知的財産関連手続が執られた場合において、通知を受領する権利者等が、「添付ファイル取得（民間）」業務を利用して税関からの通知の送信を希望する場合には、税関に対し指定する方法により申請を行うことを求めるものとする。登録完了後、税関において「添付ファイル送信登録」業務を行うことにより、権利者等に次に定める通知の送信に係る「添付ファイル送信情報」が配信される。</u></p> <p><u>イ 認定手続開始通知（税関様式C-5614号）</u></p> <p><u>ロ 認定手続開始通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5614号-1）</u></p> <p><u>ハ 疑義貨物に係る生産者通知（税関様式C-5616号）</u></p> <p><u>ニ 認定通知（税関様式C-5626号）</u></p> <p><u>ホ 認定通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5626号-1）</u></p> <p><u>ヘ 処理結果通知（税関様式C-5628号）</u></p> <p><u>ト 疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5631号）</u></p> <p><u>チ 疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会（税関様式C-5632号）</u></p> <p><u>リ 供託命令（申立て供託）（税関様式C-5670号）</u></p> <p><u>ヌ 生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認（税関様式C-5672号）</u></p> <p><u>ル 認定手続取りやめ通知（税関様式C-5678号）</u></p> <p><u>ヲ 有価証券換価後金銭供託通知（申立て供託）（税関様式C-5680号）</u></p> <p><u>ワ 損害賠償請求権存在確認（通関解放金）（税関様式C-5690号）</u></p> <p><u>カ 特許庁官意見照会請求通知（税関様式C-5718号）</u></p> <p><u>ヨ 特許庁官意見照会実施通知（税関様式C-5720号）</u></p> <p><u>タ 特許庁官意見照会不実施通知（税関様式C-5722号）</u></p> <p><u>レ 特許庁官意見照会回答通知（税関様式C-5724号）</u></p> <p><u>ゾ 特許庁官意見照会請求ができる期間の延長通知（申立て特許権者への認定手続開始日通知書兼用）（税関様式C-5728号）</u></p>	<p>第4章 輸出通関関係</p> <p><u>（新設）</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ツ 農林水産大臣意見照会実施通知（税関様式C-5732号）</u>	
<u>ネ 農林水産大臣意見照会回答通知（税関様式C-5734号）</u>	
<u>ナ 経済産業大臣意見照会実施通知（保護対象商品等表示等関係）（税 関様式C-5740号）</u>	
<u>ラ 経済産業大臣意見照会回答通知（保護対象商品等表示等関係）（税 関様式C-5742号）</u>	
<u>ム 経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）（税関様 式C-5748号）</u>	
<u>ウ 経済産業大臣意見照会実施通知（保護対象営業秘密関係）（税関様 式C-5749号）</u>	
<u>牛 経済産業大臣意見照会不実施通知（保護対象営業秘密関係）（税 関様式C-5750号）</u>	
<u>ノ 経済産業大臣意見照会回答通知（保護対象営業秘密関係）（税 関様式C-5751号）</u>	
<u>才 経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知（申立不正競争 差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密 関係）（税関様式C-5753号）</u>	
<u>ク 認定手続取りやめ請求受理通知（税関様式C-5762号）</u>	
<u>ヤ 認定手続取りやめ通知（税関様式C-5764号）</u>	
<u>マ 認定手続継続通知（税関様式C-5768号）</u>	
<u>ケ 輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知（税関様式C-5656号）</u>	
<u>フ 輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知（税 関様式C-5658号 ）</u>	
<u>ニ 輸出（積戻し）差止申立て・更新受理撤回通知（税 関様式C-5664号 ）</u>	
<u>エ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知（「知的財産侵 害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式 4号）</u>	
<u>テ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての 受理・不受理結果通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門 委員制度の運用等について」別紙様式6号）</u>	
<u>ア 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会中止通知（「知的財産侵 害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式</u>	

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7号)</p> <p>サ 認定手続における専門委員意見照会実施通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式10号）</p> <p>キ 認定手続における専門委員意見照会中止通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式11号）</p> <p>ユ 不服申立ての教示（税関様式C-7009号）</p> <p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 輸入申告</p> <p>(輸入申告事項の登録)</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告及び「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和6年6月11日財関第587号）」に規定する簡易通関による輸入申告（以下「海上簡易輸入申告」という。）を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節まで、この章第15節及び第15節の2において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法</p>	<p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 輸入申告</p> <p>(輸入申告事項の登録)</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節まで、この章第15節及び第15節の2において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、<u>CPTPP</u>附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第2・6条に規定する「関税率の差異」のある产品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、リアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可」という。）となり、通関業者等に「輸入許可等知情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-506号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号、航空貨物（この節1-1の規定により「AWB番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸入申告にあっては別紙様式M-507号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号）が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて<u>「口座使用不可知情報」、「担保不足知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」</u>又は<u>「納付番号知情報」</u>がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-500号、別紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号</p>	<p>また、<u>TPP</u>11協定附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第2・6条に規定する「関税率の差異」のある产品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1-3 (同左)</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、リアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可」という。）となり、通関業者等に「輸入許可等知情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-506号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号、航空貨物（この節1-1の規定により「AWB番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸入申告にあっては別紙様式M-507号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号）が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて<u>「口座不足知情報」、「担保不足知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」</u>又は<u>「納付番号知情報」</u>がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-500号、別紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号）が</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>) が配信される。この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)</u></p> <p><u>1-3の2 通関業者等が輸入申告（輸入許可前引取承認申請を除く。）の際に運送場所識別コードとして「M」を入力した場合は、前項の規定による審査区分の選定等の処理に応じて、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）を、「申告添付登録」業務により電磁的記録（Excel形式）により提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となったときは、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は、算入しない。）に「輸入申告に係る運送先一覧表」を提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>運送先情報を訂正する場合は、この章第15節15-1(4)の規定により添付書類等を訂正する場合に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>なお、次項に規定する添付書類等を画面により提出する場合においても、原則として、「輸入申告に係る運送先一覧表」を「申告添付登録」業務により電磁的記録（Excel形式）により提出することを求める。また、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となつたときは、「輸入申告に係る運送先一覧表」は審査終了までに提出されている必要があるので、留意すること。</u></p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p><u>1-4 この節1-3の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となつた輸入申告の場合</p> <p>輸入申告の内容を確認するために必要な書類、関税についての条約の特別の規定による便益を適用するために必要な書類及び法第70条に</p>	<p>配信される。この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p><u>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となつた輸入申告の場合</p> <p>輸入申告の内容を確認するために必要な書類、関税についての条約の特別の規定による便益を適用するために必要な書類及び法第70条に</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「添付書類等」という。なお、「<u>輸入申告に係る運送先一覧表</u>」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）は輸入申告事項に係る書類であり、この節1-3の2の規定により提出されるものであるため「添付書類等」には含まない。）に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記して、輸入申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、輸入申告（この章第7節の予備審査制による申告・申請を含む。）を行った税関官署の通關担当部門（以下この章において「通關担当部門」という。）への提出を求めるものとする。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当するときは、当該輸入申告等控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（以下この章において「輸入申告控」という。）として出力し、添付書類等を添付の上、通關担当部門へ2部（税関用1部、会計検査院用1部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>なお、この章第14節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等を提出することを求めるものとする。</p> <p>(2)及び(3)（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 航空少額関税無税貨物の輸入申告</p> <p style="text-align: center;">(航空少額関税無税貨物の簡易通關扱いをする貨物の輸入申告等)</p> <p>2-3 前項の規定により輸入申告事項の登録を行った貨物に係る輸入申告、審査区分選定及び関係情報の配信等、<u>運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出</u>、輸入申告時の輸入申告控等の提出、検査の指定、輸入申告の訂正、審査終了の登録については、前節1-2から1-7までの規定に準じて行うものとする。</p>	<p>規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「添付書類等」という。）に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通關業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記して、輸入申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、輸入申告（この章第7節の予備審査制による申告・申請を含む。）を行った税関官署の通關担当部門（以下この章において「通關担当部門」という。）への提出を求めるものとする。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当するときは、当該輸入申告等控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（以下この章において「輸入申告控」という。）として出力し、添付書類等を添付の上、通關担当部門へ2部（税関用1部、会計検査院用1部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>なお、この章第14節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めるものとする。</p> <p>(2)及び(3)（同左）</p> <p style="text-align: center;">第2節 航空少額関税無税貨物の輸入申告</p> <p style="text-align: center;">(航空少額関税無税貨物の簡易通關扱いをする貨物の輸入申告等)</p> <p>2-3 前項の規定により輸入申告事項の登録を行った貨物に係る輸入申告、審査区分選定及び関係情報の配信等、輸入申告時の輸入申告控等の提出、検査の指定、輸入申告の訂正、審査終了の登録については、前節1-2から1-7までの規定に準じて行うものとする。</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3節 輸入（引取）申告	第3節 輸入（引取）申告
<p><u>(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)</u></p> <p><u>3-4 通関業者等が輸入（引取）申告の際に運送場所識別コードとして「M」を入力した場合は、前項の規定による審査区分の選定等の処理に応じて、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）を、「申告添付登録」業務を利用して電磁的記録（Excel形式）により提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となったときは、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は、算入しない。）に「輸入申告に係る運送先一覧表」を提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>このほか、輸入（引取）申告の運送先情報の提出については、この章第1節1-3の2なお書きの規定を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
第4節 特例申告	第4節 特例申告
<p><u>(期限内特例申告の訂正)</u></p> <p><u>4-3 通関業者等が、システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）について、<u>特例申告期限日</u>までにその訂正をシステムにより行う場合は、特例申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に特例申告の期限内訂正登録をした情報を利用して必要事項を入力し、これを送信することにより特例申告の訂正登録を行うものとする。</u></p> <p><u>また、訂正前の期限内特例申告に係る納付書があるときは、当該納付書による関税等の納付を行うことなく廃棄した上で、当該期限内特例申告の訂正を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(関係情報の配信)</u></p> <p><u>4-5 システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控」（海上貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-512号、別紙様式M-559号、別紙様式M-561号及び別紙様式M-563号、</u></p>	<p><u>(期限内特例申告の訂正)</u></p> <p><u>4-3 通関業者等が、システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）について、<u>納付すべき税額に不足額があること、納付すべき税額がないこと</u>とされていた場合であって納付すべき税額があったこと又は納付すべき税額が過大であることが判明した場合には、<u>関税法基本通達7の2-4(1)</u>の規定にする特例申告書に、出力された特例申告控（海上貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-512号、別紙様式M-559号、別紙様式M-561号及び別紙様式M-563号、航空貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-513号、別紙様式M-560号、別紙様式M-562号及び別紙様式M-564号）を添付して提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(関係情報の配信)</u></p> <p><u>4-5 システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控」が配信されるとともに、直納方式による場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN利用方式による場</u></p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-513号、別紙様式M-560号、別紙様式M-562号及び別紙様式M-564号）（特例申告の訂正を行った場合は、「特例申告期限内訂正控」（海上貨物に係る特例申告の訂正にあっては別紙様式M-574号、別紙様式M-575号及び別紙様式M-576号、航空貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-577号、別紙様式M-578号及び別紙様式M-579号）が配信されるとともに、直納方式による場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN利用方式による場合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、リアルタイム口座振替方式による場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」（一括納付対象外の場合は、「リアルタイム口座振替完了通知情報」）が配信され、即時引落しをしない納付方法識別を選択した場合は「口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告）」が配信される。</p> <p>また、納定期限延長で納付方法がリアルタイム口座振替方式の場合、「リアルタイム口座振替完了通知情報」と「納定期限延長口座引落とし完了通知情報」が配信される。</p> <p>なお、担保残高不足となった場合には、特例申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。</p> <p style="text-align: center;">第5節 マニフェスト等による輸入申告</p> <p style="text-align: center;">(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)</p> <p><u>5-2の2 通関業者等がマニフェスト等による輸入申告の際に運送場所識別コードとして「M」を入力した場合は、前項の規定による審査区分の選定等の処理に応じて、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）を、「申告添付登録」業務を利用して電磁的記録（Excel形式）により提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となったときは、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は、算入しない。）に「輸入申告に係る運送先一覧表」を提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>このほか、マニフェスト等による輸入申告の運送先情報の提出については、この章第1節1-3の2なお書きの規定を準用する。</u></p>	<p>合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、リアルタイム口座振替方式による場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」が配信される。</p> <p style="text-align: center;">第5節 マニフェスト等による輸入申告</p> <p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>5-3 <u>この節5-2の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等を提出することを求めるものとする。</u></p>	<p>(輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>5-3 <u>前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。</u></p>
<p><u>第5節の2 海上簡易輸入申告</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(混載貨物事前情報の登録)</u></p> <p>5の2-1 <u>通関業者がシステムを使用して海上簡易輸入申告を行う場合は、当該海上簡易輸入申告に先立ち、「混載貨物事前情報登録」業務を利用して必要事項を登録する方法により、輸入貨物に係る事前情報をシステムに登録することを求めるものとする。</u></p>	
<p><u>(海上簡易輸入申告の登録)</u></p> <p>5の2-2 <u>通関業者がシステムを使用して海上簡易輸入申告を行う場合は、前項の事前情報をシステムに登録した後、輸入者名、仕出人名、数量、価格、積載船名、B/L番号等の必要事項をシステムに入力し、海上簡易輸入申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者が海上簡易輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。</u></p>	
<p><u>(審査区分選定及び関係情報の配信)</u></p> <p>5の2-3 <u>システムにおいては、前項の海上簡易輸入申告が行われた場合に、当該海上簡易輸入申告について審査区分の選定等の処理を行い、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となったときは、通関業者に「海上簡易輸入申告控情報」(別紙様式M-580号)が配信される。</u></p> <p><u>なお、この場合において、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった海上簡易輸入申告については、海上簡易輸入申告後直ちに輸入許可となり、「輸入許可通知情報(海上簡易)」が配信される。</u></p>	
<p><u>(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>5の2-4</u> 通関業者が海上簡易輸入申告の際に運送場所識別コードとして「M」を入力した場合は、前項の規定による審査区分の選定等の処理に応じて、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）を、「申告添付登録」業務を利用して電磁的記録（Excel形式）により提出することを求めるものとする。</p> <p>この場合において、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となったときは、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は、算入しない。）に「輸入申告に係る運送先一覧表」を提出することを求めるものとする。</p> <p>このほか、海上簡易輸入申告の運送先情報の提出については、この章第1節1-3の2なお書きの規定を準用する。</p>	
<p><u>(海上簡易輸入申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>5の2-5</u> この節5の2-3の規定により審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等を提出することを求めるものとする。</p>	
<p><u>(検査の指定)</u></p> <p><u>5の2-6</u> 海上簡易輸入申告の審査区分が検査扱い（区分3）となった場合の取扱いについては、この章第1節1-5の規定を準用する。</p>	
<p><u>(海上簡易輸入申告の訂正)</u></p> <p><u>5の2-7</u> 海上簡易輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1-6((3)を除く。)の規定を準用することとし、その訂正後、通関担当部門が、添付書類等の提出を求める場合の取扱いについては、この節5の2-5の規定を準用する。</p>	
<p><u>(審査終了の登録)</u></p> <p><u>5の2-8</u> 海上簡易輸入申告の審査終了の登録については、この章第1節1-7の規定を準用する。</p>	
第7節 予備審査制による申告・申請	第7節 予備審査制による申告・申請

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>7-3 システムにおいては、予備申告等が行われた場合に、予備申告等についての審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「輸入申告等控情報」が配信される。</p> <p>なお、予備審査等の審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合であっても、輸入申告等が行われる前であるため、輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認若しくは蔵入・移入・総保入承認は保留される。</p>	<p>(予備申告等の受理及び関係情報の配信)</p> <p>7-3 予備申告等がシステムにより受理されたときには、通関業者等に「輸入申告等控情報」が配信される。</p>
<p>(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)</p> <p>7-4 通関業者が予備申告の際に運送場所識別コードとして「M」を入力した場合は、前項の規定による審査区分の選定等の処理に応じて、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）を、「申告添付登録」業務を利用して電磁的記録（Excel形式）により提出することを求めるものとする。</p> <p>この場合において、予備審査に係る輸入申告の審査区分が簡易審査扱い（区分1）となったときは、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は、算入しない。）に「輸入申告に係る運送先一覧表」を提出することを求めるものとする。</p> <p>このほか、予備申告の運送先情報の提出については、この章第1節1-3の2なお書きの規定を準用する。</p>	<p>(審査区分)</p> <p>7-4 予備申告等の審査区分は、簡易審査扱い（区分1）、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）に区分される。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合であっても、輸入申告等が行われる前なので、輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認若しくは蔵入・移入・総保入承認は保留される。</p>
<p>(マニフェスト等による予備申告)</p> <p>7-11 通関業者等がシステムを使用してこの章第5節に規定するマニフェスト等による輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。</p> <p>この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節7-9に規定する申告条件コード「Z」、「U」又は「S」を入力する。</p>	<p>(マニフェスト等による予備申告)</p> <p>7-11 通関業者等がシステムを使用してこの章第5節に規定するマニフェスト等による輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。</p> <p>この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節7-9に規定する申告条件コード「Z」、「U」又は「S」を入力する。また、予備申告控の提出については、この章第5節5-3に準ずるものとする。</p>
<p>(海上簡易輸入申告による予備申告)</p> <p>7-12 通関業者がシステムを使用してこの章第5節の2に規定する海上</p>	<p>(新設)</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>簡易輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、予備申告である旨の申告条件コードは、この節7-9に規定する申告条件コード「Z」又は「T」を入力する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第10節の2 石油石炭税納税申告</u></p> <p><u>(石油石炭税納税申告事項の登録)</u></p> <p><u>10の2-1 石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第15条（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による石油石炭税納税申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して石油石炭税納税申告を行う場合は、当該石油石炭税納税申告に先立ち、次のいずれかの方法により石油石炭税納税申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1"><u>(1) 「石油石炭税納税申告事項登録」業務を利用して必要事項を入力して登録する方法</u></p> <p class="list-item-l1"><u>(2) 「石油石炭税納税申告事項呼出し」業務により申告番号、輸入者コード等を入力して送信し、応答画面に出力される情報をを利用して、必要事項を入力して登録する方法</u></p> <p><u>(石油石炭税納税申告)</u></p> <p><u>10の2-2 通関業者等がシステムを使用して石油石炭税納税申告を行う場合には、前項の規定により登録された石油石炭税納税申告事項について、通関業者等において出力される応答画面の内容又は当該登録により出力された入力控情報の内容を確認した上で、「石油石炭税納税申告」業務を利用して申告番号を入力して送信、又は「石油石炭税納税申告事項登録」業務により石油石炭税納税申告入力控情報として出力される応答画面の内容を確認の上、送信することにより石油石炭税納税申告の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>この場合における石油石炭税の納付方法等については、この章第11節11-3による。</u></p>	
	(新設)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(石油石炭税納税申告の訂正)</u> 10の2-3 通関業者等が、システムを使用して行われた石油石炭税納税申告（石油石炭税納税申告の提出期限内にされたものに限る。）について、提出期限日までにその訂正をする場合は、「石油石炭納税申告書（法第15条用）」（国税庁様式CC2-3508-1及びCC2-3508-2）により石油石炭税納税申告書を作成し、この節10の2-5において配信される石油石炭税納税申告控（別紙様式M-581号）を出力のうえ、添付して提出することを求めるものとする。	
<u>(石油石炭税納期限延長の申請)</u> 10の2-4 通関業者等が、石油石炭税納税申告に係る石油石炭税の納期限の延長（以下「石油石炭税納期限延長」という。）の申請をシステムにおいて行う場合には、この節10の2-1の規定による石油石炭税納税申告事項の登録に併せて必要な事項を登録して行うことを求めるものとする。	
<u>(関係情報の配信)</u> 10の2-5 システムを使用して石油石炭税納税申告が行われた場合は、通関業者等に「石油石炭税納税申告控」が配信されるとともに、直納方式による場合には「納付書情報（直納）」が、MPN利用方式による場合には「納付番号通知情報」が、リアルタイム口座振替方式による場合であって、即時引落しをしない方法を選択したときは「口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告）」が配信される。また、石油石炭税納期限延長の場合であって、リアルタイム口座振替方式のときには「リアルタイム口座振替完了通知情報（石油石炭税納税申告用）」と「納期限延長口座引落とし完了通知情報」が配信される。 なお、石油石炭税納期限延長により担保が必要となる場合において担保残高不足となったときは、石油石炭税納税申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。	
<u>(石油石炭税納税申告時の関係書類の提出)</u> 10の2-6 石油石炭税法その他石油石炭税に関する法令の規定により、石油石炭税納税申告に際して税関に提出すべきものとされている書類が	

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ある場合は、当該書類に石油石炭税納税申告番号、石油石炭税納税申告年月日、石油石炭税納税申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他の必要事項を付記して、石油石炭税納税申告の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は、算入しない。)に石油石炭税納税申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>この場合において、1申告に対する税額の合計が300万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円)以上のものに該当するときは、前項において配信される石油石炭税納税申告控を出力し、当該書類を添付の上、通関担当部門へ2部(税関用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、通関業者等がシステムを使用して当該関係書類を電磁的記録により提出する場合は、この章第15節15-1(2)から(5)までの規定に準じて取り扱い、石油石炭税納税申告入力控を提出することを求めないものとする。また、上記2部の石油石炭税納税申告控等を提出することを求めないものとする。</p> <p>(輸入申告等が書面にて行われた場合の取扱い)</p> <p>10の2-7 石油石炭税納税申告の対象となる原油等に係る輸入申告等が書面にて行われた場合においては、輸入の許可を行った税関の収納担当部門は、当該許可の日の属する月の翌月10日までに「石油石炭税特例納付情報登録」業務を利用し、申告情報をシステムに登録するものとする。</p>	
第11節 収納関係	第11節 収納関係
<p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>11-3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p>(1) 直納方式を選択した場合</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>△ 石油石炭税納税申告又は石油石炭税納期限延長の場合</p> <p>システムから通関業者等に対して「納付書情報(直納)」が配信さ</p>	<p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>11-3 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(新設)</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に石油石炭税の税額を納付するものとする。</p> <p>(2) M P N利用方式を選択した場合      M P N利用方式を選択した場合は、次のイからニまでの区分に応じ、システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやA T M（現金自動預払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付するものとする。      イ及びロ（省略）      ハ 包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合      包括納期限延長方式を選択した場合は、前月中に許可された輸入申告分について各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。また、特例申告納期限延長方式を選択した場合は、システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。</p> <p>二 石油石炭税納税申告又は石油石炭税納期限延長の場合      システムにより「納付番号通知情報」が、申告の都度配信される。</p> <p>(3) リアルタイム口座振替方式を選択した場合      リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。ただし、即時引落しをしない方法を選択して申告された場合は、「リアルタイム口座引落とし依頼」業務により必要事項を入力して送信することにより引落し処理が行われる。      なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。      イ 即納を選択した場合      引落し処理は、申告の都度行われる。ただし、特例申告の場合（特定日までに特例申告された場合に限る。）は、一括納付対象外の納付方法識別コードを選択したときを除き、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理が行われることとなる。</p>	<p>(2) (同左)      M P N利用方式を選択した場合は、次のイからハまでの区分に応じ、システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやA T M（現金自動預払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付するものとする。      イ及びロ（同左）      ハ（同左）      システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (同左)      リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。</p> <p>なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。      また、引落し処理は、原則として申告の都度行われる。ただし、特例申告の場合（特定日までに特例申告された場合に限る。）は、一括納付対象外の納付方法識別コードを選択したときを除き、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理が行われることとなる。</p>

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ <u>個別納期限延長方式を選択した場合</u>  <u>延長後の納期限日に引落し処理が行われる。</u></p> <p>△ <u>包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合</u>  <u>包括納期限延長を選択した場合は、前月中に許可された輸入申告分について延長後の納期限日に一括して引落し処理が行われる。また、特例申告納期限延長方式を選択した場合は、特定月分ごとに延長後の納期限日に一括して引落し処理が行われる。</u></p> <p>△ <u>石油石炭税納税申告又は石油石炭税納期限延長の場合</u>  <u>石油石炭税納税申告の場合は、申告の都度引落し処理が行われる。また、石油石炭税納期限延長の場合は、延長後の納期限日に引落し処理が行われる。</u></p>	(新設)
	(新設)
	(新設)
第13節 石油製品等移出（総保出）輸入申告	第13節 石油製品等移出（総保出）輸入申告
(関係情報の配信及び出力等)	(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)
13-2 システムにおいては、前項の移出（総保出）輸入申告が行われた場合に、通関業者等に「石油製品等移出輸入申告控情報」又は「石油製品等総保出輸入申告控情報」が配信される。	13-2 システムにおいては、前項の移出（総保出）輸入申告が行われた場合に、 <u>当該輸入申告については審査区分がすべて書類審査扱い（区分2）</u> となり、通関業者等に「石油製品等移出輸入申告控情報」又は「石油製品等総保出輸入申告控情報」が配信される。
第15節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出	第15節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出
(輸入申告等時の添付書類等の提出)	(輸入申告等時の添付書類等の提出)
15-1 輸入申告 <u>又は</u> 輸入（引取）申告 <u>又は</u> マニフェスト等による輸入申告 <u>又は</u> 海上簡易輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したもの）を提出することを求めるものとする。 <u>また、この節における添付書類等には、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C-5021号、5022号又は5023号）</u>	15-1 輸入申告 <u>又は</u> 輸入（引取）申告 <u>又は</u> マニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したもの）を提出することを求めるものとする。

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は含まれないので留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「申告添付登録」業務を利用して添付書類等の種類に応じた区分により提出することを求めるものとし、原則として一の輸入申告等に係る添付書類等の全てを電磁的記録により提出することができる場合のみ認めるものとする。</p> <p><u>ただし、一の輸入申告等について、「申告添付登録」業務を利用して提出すべきファイルが「輸入申告に係る運送先一覧表」(税関様式C-5021号、5022号又は5023号)のみである場合においては、添付書類等を提出することを要しない。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p><u>(減免戻し税等明細書登録時の添付書類等の提出)</u></p> <p>15-14 「減免戻し税等明細書登録」業務を行う者がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「減免戻し税等明細書入力控」を提出することを求めないものとする。</p> <p><u>(包括評価申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p>15-15 包括評価申告を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節15-1(2)から(5)までの規定により取り扱うものとする ((4)及び(5)中「通関担当部門」とあるのは、「包括評価申告を行った部門」と読み替えるものとする。)。なお、この場合において、「包括評価申告控」を提出することを求めないものとする。</p>	
第18節 減免戻し税等明細書の提出	(新設)
<p><u>(減免戻し税等明細書情報の登録)</u></p> <p>18-1 輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という）が、減免戻し税等明細書情報をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「減免戻し税等明細書登録」業務を利用して必要事項を入力し、登録することにより</p>	(新設)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「減免戻し税等明細書登録」業務により、通関業者等へ「減免戻し税等明細書番号」が払い出されることから、当該明細書番号を「輸入申告事項登録」業務等における「輸入承認証番号等」欄に入力するものとする。</p>	
<p>(減免戻し税等明細書情報の訂正等)</p> <p>18-2 通関業者等が輸入許可（取消の場合は輸入申告）又は輸入許可前引取承認前に前項の規定によりシステムに登録した減免戻し税等明細書情報について、当該情報を訂正又は取消を行う場合は、通関業者等に対し、「減免戻し税等明細書登録呼出し」業務又は「減免戻し税等明細書登録」業務を利用して訂正又は取消の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、通関業者等が輸入許可（取消の場合は輸入申告）又は輸入許可前引取承認後に訂正又は取消を行いたいとする場合は、通関業者等に「NACCS登録情報変更申出」をシステムに入力、送信することを求めるものとする。通關担当部門において、これを認める場合には、訂正又は取消する旨をシステムに入力し、送信するものとする。この場合において、通關担当部門は、当該訂正又は取消の内容を事後確認担当部門へ回付する。なお、当該「NACCS登録情報変更申出」について、書面による提出が行われた場合は、「減免戻し税等明細書通知情報」を添付するものとする。</p>	
<p>(輸入申告における減免戻し税等明細書情報の審査)</p> <p>18-3 通関業者等がこの節の18-1により行われた減免戻し税等明細書情報に係る輸入申告を行った場合、通關業者等に対して「減免戻し税等明細書通知情報」が配信される。</p> <p>当該輸入申告の提出先税關官署の通關担当部門は、当該申告について審査を行うものとする。</p> <p>第19節 包括評価申告</p> <p>(包括評価申告情報の登録)</p>	(新設)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>19-1 関税法基本通達7-8に規定する包括申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、包括評価申告情報を登録しようとする場合には、「包括評価申告事項登録」業務を利用して必要事項を入力し、登録することにより行うこととするものとする。</u></p> <p><u>なお、包括評価申告は、「包括評価申告事項登録」業務により登録された情報に対して、「包括評価申告」業務を利用して、包括評価申告受理番号を入力し送信することにより行うものとする。</u></p> <p><u>(包括評価申告情報の変更等)</u></p> <p><u>19-2 通関業者等が、前項の規定によりシステムに登録した包括評価申告情報について、当該情報を変更又は撤回する場合は、通関業者等に対し、「包括評価申告呼出し」業務を利用して変更又は撤回の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(包括評価申告情報の審査)</u></p> <p><u>19-3 通関業者等がこの節の19-1又は19-2により行われた包括評価申告を行った場合、通関業者等に対して「包括評価申告控情報」が配信される。</u></p> <p><u>包括評価申告の提出先税関官署の評価担当部門は、当該申告について審査を行うものとし、審査が終了した場合には、審査が終了した旨をシステムに登録するものとする。この場合において、通関業者等に「包括評価申告審査終了通知情報」が配信される。</u></p>	
<u>第20節 知的財産関係</u>	(新設)
<p><u>(輸入申告に係る知的財産関連の通知の送信)</u></p> <p><u>20-1 知的財産関連手続が執られた場合において、通知を受領する権利者等が、「添付ファイル取得（民間）」業務を利用して税関からの通知の送信を希望する場合には、税関に対し指定する方法により申請を行うことを求めるものとする。登録完了後、税関において「添付ファイル送信登録」業務を行うことにより、権利者等に次に定める通知の送信に係る「添付ファイル送信情報」が配信される。</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 認定手続開始通知（税関様式C-5814号）	
ロ 認定手続開始通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5814号-1）	
ハ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知（税関様式C-5815号）	
二 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5815号-1）	
ホ 疑義貨物に係る生産者通知（税関様式C-5816号）	
ヘ 証拠・意見の提出期限通知（税関様式C-5819号）	
ト 認定通知（税関様式C-5826号）	
チ 認定通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5826号-1）	
リ 処理結果通知（税関様式C-5828号）	
ヌ 疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5831号）	
ル 疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会（税関様式C-5832号）	
ヲ 認定手続取りやめ通知（税関様式C-5878号）	
ワ 有価証券換価後金銭供託通知（申立て供託）（税関様式C-5880号）	
カ 損害賠償請求権存在確認（通関解放金）（税関様式C-5890号）	
ヨ 見本検査承認通知（税関様式C-5900号）	
タ 見本検査不承認通知（税関様式C-5906号）	
レ 供託命令（申立て供託）（税関様式C-5870号）	
ソ 供託命令（見本検査の供託）（税関様式C-5910号）	
ツ 生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認（税関様式C-5872号）	
ネ 特許庁長官意見照会請求通知（税関様式C-5918号）	
ナ 特許庁長官意見照会実施通知（税関様式C-5920号）	
ラ 特許庁長官意見照会不実施通知（税関様式C-5922号）	
ム 特許庁長官意見照会回答通知（税関様式C-5924号）	
ウ 特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知（税関様式C-5928号）	
ヰ 特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知（申立て特許権者への認定手続開始通知書兼用）（税関様式C-5928号-1）	
ノ 農林水産大臣意見照会実施通知（税関様式C-5932号）	
オ 農林水産大臣意見照会回答通知（税関様式C-5934号）	

新旧対照表  
【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ク 経済産業大臣意見照会実施通知（保護対象商品等表示等関係）（税関様式C-5940号）	
ヤ 経済産業大臣意見照会回答通知（保護対象商品等表示等関係）（税関様式C-5942号）	
マ 経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5948号）	
ケ 経済産業大臣意見照会実施通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5949号）	
フ 経済産業大臣意見照会不実施通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5950号）	
ニ 経済産業大臣意見照会回答通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5951号）	
エ 経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5953号）	
テ 経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始通知日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）（税関様式C-5953号-1）	
ア 認定手続取りやめ請求受理通知（税関様式C-5962号）	
サ 認定手続取りやめ通知（税関様式C-5964号）	
キ 認定手続継続通知（税関様式C-5968号）	
ユ 輸入差止申立て・更新受理通知（税関様式C-5856号）	
メ 輸入差止申立て・更新不受理通知（税関様式C-5858号）	
ミ 輸入差止申立て・更新受理撤回通知（税関様式C-5864号）	
シ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式4号）	
エ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式6号）	
ヒ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会中止通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式7号）	
モ 認定手続における専門委員意見照会実施通知（「知的財産侵害物品	

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式10号)  <u>セ 認定手続における専門委員意見照会中止通知（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」別紙様式11号）</u>  <u>ス 不服申立ての教示（別紙様式C-7009号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第21節 自動車通関証明書の交付の申請</u></p> <p><u>(証明書の交付の申請)</u></p> <p><u>21-1 自動車通関証明書の交付の申請を行う者又はその代理人（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して当該申請（以下この節において「申請」という。）を行う場合には、申請をしようとする税関官署に「自動車通関証明書交付申請事項登録」業務を利用して必要事項を入力した後に、「自動車通関証明書交付申請」業務により証明書申請番号を入力し送信することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(申請の受理及び添付書類等の提出)</u></p> <p><u>21-2 前項の規定により受理された場合は、申請者に「自動車通関証明書交付申請控情報」が配信される。</u>    受理部門は、申請者に対し申請に係る車台番号等の自動車通関証明書の発行に必要な事項が確認できる関係書類の提出を求め、確認を行った上で、システムを通じて自動車通関証明書交付審査終了の登録を行うものとする。    なお、関係書類の電磁的記録による提出については、便宜、「添付ファイル登録」業務によることを認めるものとする。</p> <p><u>(交付手数料の納付確認)</u></p> <p><u>21-3 受理部門は、前項の規定により自動車通関証明書交付審査終了の登録を行った後、申請者から裏面に印紙が貼付された「納付通知情報（印紙・現金）」（別紙様式M-590号）が提出されたとき又は現金納付が行われたときは、「手数料確認」業務を利用して必要事項を入力し送信することにより納付の確認をシステムに登録し、システムを通じて自動車通関証明書を配信するものとする。</u>    この場合において、自動車通関証明書が交付された日の翌日に当該自</p>	(新設)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>動車通関証明書の情報が国土交通省へ送信される。</u></p> <p><u>(交付後の訂正)</u></p> <p>21-4 申請者が、自動車通関証明書の交付後、訂正の手続を行う場合には、あらかじめ当該申請者から受理部門に対し訂正についての申出を行った上で、次のいずれかの方法により訂正登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>ただし、備考欄を訂正する場合には、次の方法によることなく「NACCS登録情報変更申出」(別紙様式M-700号)に自動車通関証明書を添付して、「汎用申請」業務にて送信することにより行うこととする。</p> <p>(1) 「自動車通関証明書交付申請事項登録」業務を利用して必要事項を入力した後に、「自動車通関証明書交付申請」業務により証明書申請番号を入力し送信する方法</p> <p>(2) 「自動車通関証明書交付申請呼出」業務により証明書申請番号、証明書発給番号等を入力して送信し、応答画面に出力される情報を利用して、必要事項を上書き入力した後に、「自動車通関証明書交付申請」業務により証明書申請番号を入力し送信する方法</p> <p><u>(書面により申請が行われた場合における取扱い)</u></p> <p>21-5 申請者から書面により自動車通関証明書の交付申請が行われた場合においては、受理部門は自動車通関証明書の交付後、「自動車通関証明書交付情報登録」業務により証明書発給番号及び車台番号等の自動車通関証明書に係る情報をシステムに登録するものとする。</p> <p>この場合において、受理部門は申請者に対し、必要に応じて、申請者に対し申請に係る車台番号等の自動車通関証明書の発行に必要な事項が確認できる関係書類を電磁的記録により提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、自動車通関証明書の交付後に「自動車通関証明書交付情報登録」業務によりシステムに自動車通関証明書に係る情報を登録することにより、その登録がされた日の翌日に当該情報が国土交通省に送信されることとなる。</p>	

**新旧対照表**  
**【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 開庁時間外の事務の執行を求める届出</p> <p>(開庁時間外の事務の執行を求める届出)</p> <p>1-1 法第98条第1項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める者    (以下この章において「申請者」という。)が、システムを使用して当該届出(以下この章において「届出」という。)を行う場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。なお、次章により届出を行う場合には、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に行うものとする。</p> <p>(1) 届出種別コードとして「A」から「D」までのいずれかを入力した場合(輸出入申告等が受理された後、開庁時間外に許可・承認を希望する場合)届出により事務の執行を求めることができる税関手続は次に掲げるものとする。なお、「時間外執務要請届」業務を行った際に入力した届出種別コード(以下この項において「届出種別コード」という。)「A」から「D」までのいずれかによる届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合には、直ちに許可・承認を行う(下記イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第11節11-3(1)から(3)までのいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合に許可・承認を行う)ものとし、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった場合には審査・検査を行うこととする。</p> <p>イ 輸入申告(第5章第5節に規定するマニフェスト等による<u>輸入申告</u>及び同章第5節の2に規定する海上簡易輸入申告を含む。)</p> <p>ロ 輸出申告(輸出許可後の訂正、第4章第8節に規定するマニフェスト等による<u>輸出申告</u>及び別送品の輸出申告を含む。)</p> <p>ハ～ホ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>第6章 開庁時間外の事務の執行を求める届出</p> <p>(開庁時間外の事務の執行を求める届出)</p> <p>1-1 (同左)</p> <p>(1) 届出種別コードとして「A」から「D」までのいずれかを入力した場合(輸出入申告等が受理された後、開庁時間外に許可・承認を希望する場合)届出により事務の執行を求めることができる税関手続は次に掲げるものとする。なお、「時間外執務要請届」業務を行った際に入力した届出種別コード(以下この項において「届出種別コード」という。)「A」から「D」までのいずれかによる届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合には、直ちに許可・承認を行う(下記イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第11節11-3(1)から(3)のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合に許可・承認を行う)ものとし、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった場合には審査・検査を行うこととする。</p> <p>イ 輸入申告(関税法基本通達67-4-7に規定するマニフェスト等による申告を含む。)</p> <p>ロ 輸出申告(輸出許可後の訂正、関税法基本通達67-2-6に規定するマニフェスト等による申告及び別送品の輸出申告を含む。)</p> <p>ハ～ホ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>